

1 開会

2 議題

(1) 高齢者福祉計画（介護保険事業計画）の策定について

事務局説明

資料 1 高齢者福祉計画（介護保険事業計画）の策定について

委員長

ただ今の説明について、質問、意見ありますか。

委員

人口ピラミッドを見ると、①では 65 歳以上がピラミッドの底辺となっているが、②になると 70 歳、③では 75 歳以上が底辺となっており、後期高齢者の数が今後ますます増えるのが見てとれるので、介護認定者の割合も今後上昇することが予想されると思う。

(2) 第六期計画の評価について

事務局説明

資料 2-1 第六期計画の目標と評価

資料 2-2 事業評価目標シート

委員長

ただ今の説明について、質問、意見ありますか。

委員

資料 2-1 の 2 ページの高齢者生活支援の充実の中で、目標の欄には権利擁護の推進として虐待防止や成年後見制度についての記載があるが、基本施策や評価の欄には特にそれに関する記載がない。何か取り組みはされているのか。

事務局

認知症対策と権利擁護の推進に関して、認知症サポーターの養成や、資料 2-1 には記載が漏れていたが成年後見市町村長申し立てについての取り組みがある。その他に権利擁護の講演会を福祉課の主催で毎年 1 回開催しており、終活や遺言などをテーマに取り上げている。また、資料 2-2 の 8 ページに成年後見市長村長申し立てに関する記載があるが、頼れる親族がない方に代わって町が後見人の申し立てを行う制度で、平成 27 年度は 1 名、28 年度は 3 名の申請の実績があり、対象の方は年々増えている。

(3) 第七期計画の基本目標について

事務局説明

資料 3-1 第七期大磯町高齢者福祉計画(介護保険事業計画)基本目標について(案)

資料 3-2 第六期計画と第七期計画(案)の目標・基本施策の比較

資料 3-3 第七期計画の基本目標と基本施策、関連事業(案)

委員長

ただ今の説明について、質問、意見ありますか。

委員

資料 3-3 の基本目標 3 の中に老人クラブ活動支援について書かれているが、具体的にどのような取り組みがされているか。

事務局

財政的な面では、補助金として活動費の支援を行っている。事務局と連携して会員を増やすために広報に掲載させてもらうなどの支援を行っている。

委員

具体的にどのようなことをされているのかイメージがわからない。

事務局

外から大きく見える活動としては、先ほど申し上げた補助金と広報という支援活動ということになる。

委員

基本目標 1 に高齢者がいつまでも元気で暮らせるまちとあるが、これは事業としては自分らしく生活ができ、自分で自らの生活を守るといった意味合いが含まれていると思うのだが、この言い回しからは高齢者の自覚を促したり自立した生活を目指すといった意味が伝わらない。行政としては言いづらいかもしれないが、もっと住民に自分のことを自分ですべきというニュアンスが伝わりやすい言葉にした方がよいと思う。当日資料の中に町民への周知啓発といった課題があったが、住民の自助努力が足りないのが根本的な問題に考えられるため、住民の意識をもっと変える必要がある。

事務局

行政から住民の方の自助努力を促す必要がありながらも正直少し難しいところはありますが、やはり啓蒙の中で伝わらないといけない。成年後見制度の部分で高齢者を支える人口がこれほど少なくなっていくといったことを、ご自身の未来を見て生活の工夫をする気づきのきっかけが必要だといえる。文言をどうするかは今度の課題ですが、啓発の部分では、資産形成やライフスタイルについて考えて頂くきっかけとしての周知啓発を計画の中の位置づけや具体的な施策として事業展開をしていくという形で工夫させて頂く。

委員

今からは事業としては間に合わないかも知れないが、次期計画に活かせるような自助を促す啓発的な事業を始めた方がいいと思う。

事務局

在宅医療と介護の連携の部分でも講演会をさせていただいているので、そうした機会を捉えて動機づけをいきたい。

委員長

副議長より、議員として質問させていただけないとのことでした。

副委員長

資料 3-3 の目標 3 の(3)生活支援体制の充実の中に老人クラブ地域支援事業の支援というものが新たにできたとのことだが、これは実際にはどのようなものか。先ほどの委員から指摘があったように、老人会の事業の中に支援という単語が多く出てきているが、活動費のみの支援が主なもので他の支援というものがない。これだけ事業を増やしているのだからプラスアルファで支援を充実させてほしい。

事務局

老人クラブ地域支援事業についてですが、こちらはまだ具体的な内容をお話しする前の段階だが、新しい総合事業という従来の介護サービスだけでなく、NPOやボランティアなど各団体の方に担い手となって頂き生活支援サービスを提供する事業が始まった。その中の一つとして老人クラブの会員の方々とできることを詰めていき、新しい生活支援の担い手側となって頂くというものとなる。また、二点目の補助支援については、その総合事業の中で新しく設ける生活支援のメニューに対し、どういった補助をするか、内容によっては委託金を払うかというように活動者に対して町が費用についていくらか支援していくという制度となる。現在、町が老人クラブ連合会に対して補助金を払っているが、それとは別の考え方で取り組んでいこうとしているものである。

副委員長

国の方から、平成 27 年度から 29 年度までに新事業として老人クラブやボランティアが生活支援を担うような新事業を始めるように言われていると思うが、この老人クラブ地域支援事業の支援とはそれに対する取り組みなのか。

事務局

すでにある介護保険の事業所については、すでに一部総合事業に移行している。逆にいうと、生活支援コーディネーターを中心に平成 28 年度は地域の中でそれぞれの団体にできることについての話し合いを進めてきたが、実際全国的に見ても、ヘルパー的なことは資格がないと難しく、事業自体がなかなか進まないという結果も出ている。逆に老人クラブ連合の方々からこういうことならできるということをごちらに対して教えていただけるとありがたい。

副委員長

県や国の方から生活支援の取り組みについて、町から相談があれば率先して取り組むようすでに言われている。町の方から何も話がきていないので、町としてどうしているのかを聞きたかった。

事務局

生活支援コーディネーターとして取り纏めいただいている部分が、実際の事業のお願いの部分に形としてなっていないというご指摘かと思う。まずは内容を整理した上で老人クラブの方々にお問い合わせいただくことを検討し今後進めていく。

副委員長

国からは平成 29 年度までにやるよう言われているが。

事務局

それについては、地域の実情に合わせてできるところから一部先行して始めさせて頂いている。老人クラブ連合については未着手であるので、今後の課題として検討させていただく。

副委員長

他の自治体との連携についてこちらも段取りがあるので、そうしたことは早めに決めた方がいいのではないかと。連携を取りやすい体制を町の方からもとって頂きたい。

事務局

生活支援コーディネーターが中心にやっている協議会の方で改めて検討させていただきたい。

委員長

事務局からもありましたように、現在町としては協議会の準備などいろいろな施策を順次進めている最中ですが、なかなか見えにくい部分が多くあるとは思いますが、策定委員会の中で次年度に向けての案をこれから進めていきたい。

(4) 第七期計画の構成、骨組みについて

事務局説明

資料 4-1 第六期大磯町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の構成

資料 4-2 第七期大磯町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の構成(案)

委員長

ただ今の説明について、質問、意見ありますか。

委員

質問、意見なし

3 その他

事務局

その他について、資料 4-2 の第 4 章に日常生活圏域の設定という項目があるが、大磯町では日常生活圏域について、町内全域で一つと設定し、日常生活圏域数に応じて地域包括支援センターの対象を設定している。国の考え方としては、中学校区ごとに日常生活圏域を分けるようにされているが、地域特性や人口規模を踏まえて町全体で 1 つの日常生活圏域を設定している。当日資料 2 の 10 ページ・11 ページに介護に取り組む家族等の支援の充実とあるが、これは国が 6 月に示した計画の基本指針案とし

て新たに設けられたものとなる。介護する側の方の負担の軽減のために現在各市町村で実施している家族介護支援事業に加え、地域包括支援センターの土日祝日の開所や電話等による相談体制など、家族等に対する支援体制の強化を図ることが重要と国の指針案で示されている。高齢者数が数年前に比べてだいぶ伸びてきている中で、こうした国の改正案に大磯町地域包括支援センターが合わせるには負担がかなり大きいと考えている。町として日常生活圏域の見直しを今後検討する時期に来ていると考えられるので、委員から大磯町の日常生活圏域数の設定について次回の委員会までにご意見を頂きたい。

4 閉会